

第 3 回 ・ 基本計画検討会

意 見 書

= 保健医療サービス及び福祉サービスの提供 =
(第14条関係)

平成 1 7 年 6 月

岡村 勲

1 PTSDに関する医療・福祉サービスの充実

- 1) 犯罪被害者等に対する医療費の無償化を実現する場合には、PTSDへのカウンセリングをも含めて無償とするようにし、その期間もカウンセリングのために必要な期間とし、途中で制限すべきではない。

【理由】

現状では、精神科医の治療の一環としてのカウンセリングについて、健康保険が適用される場合でも回数の制限があり、PTSDの被害者等に必要とされるカウンセリングができない状況にある。

- 2) 国による犯罪被害者等への補償制度のなかにおいて、PTSD被害を明文の定めを以て補償の対象とし、障害の等級に応じて適切なる補償を行うこと。

【理由】

いまや犯罪によってPTSDの被害が生ずることは医学上も心理学上も明白となっており、その診断および治療法も進歩を遂げている。

他方、PTSDによる被害は、職業や家庭生活などを平常に営めないほど深刻なものがああり、補償の必要性は他の被害の場合に劣らない。

従って、国の補償制度のなかでPTSDを独自の項目として取り上げてその補償をすべきである。

- 3) PTSDの被害者等については、刑事手続きや、民事手続きにおいて臨床心理士の付き添いを必要とする場合があるので、このような場合の臨床心理士の費用を医療サービスあるいは福祉サービスの一環として無償にするべきである。

【理由】

現状では、法廷付添などは民間の犯罪被害者支援センターの研修を積んだボランティアが行っている場合が多い。しかし、被害者等によっては、公判傍聴などの途中でPTSDの症状が悪化し、ボランティアでは責任を負いかねる場合もある。

こうしたことが予め予想される場合には事前に、その被害者の診療をしている臨床心理士にお願いして付き添ってもらうことがあるが、その費用負担の制度がない。

2 後遺障害に関する医療・福祉サービスの充実

1) 後遺症として症状固定の診断が下された後でも、引き続き医療機関での療養を必要としている場合には、長期間にわたる入院療養を可能とするように、国・公立病院内にスペースを確保する。

【理由】

現状では、症状固定後3ヶ月ほどで退院を求められ、別の入院施設を探さなければならず、順次これを繰り返し替えて、非常に苦労している場合がある。ある被害者の場合には、静岡から伊豆、伊豆から静岡、静岡から藤枝と転々とさせられ付き添う家族の生活が困難を極めた例もある。また、超重度の傷害に感染性の疾病を併発したため自宅での療養が不可能で、しかも個室での療養を余儀なくされている例もある。こうした被害者等が安心して療養できるようにするためには、どうしても病院内にこのような長期療養スペースを確保する必要がある。

2) リハビリや就労のための訓練を入院しながらできるような施設を全国各地に設けること。

【理由】

例えば、ある被害者の場合には頭を強く殴られた傷害により、左半身麻痺のうえ記憶障害もおき、通常の職業訓練所に通うことができない。また、ある被害者の場合には、適切なリハビリ訓練が行われれば現在の症状を多少は改善する可能性があるが、近くにこのような入院施設がない。こうした被害者が少しでも回復できるように、入院しながら安心して訓練に励めるような施設を全国に設けることが求められる。

3 女性被害者・少年被害者に対する医療・福祉サービス

犯罪による被害のため通学が困難になった少年被害者に対しては、通学が可能となるまでの間、教師の訪問授業など自宅での教育を受けられるような措置を講ずること。

【理由】

現状では、制度としてこのようなものはなく、被害少年のクラスメートの協力や、担任教師の善意に任せてあるだけという実情である。

しかし、被害を受けた少年の将来を考えると、学習援助をシステムとして確立する必要がある。ちなみに、加害少年については、少年院において教育を受けることができようになっている。

4 犯罪被害者等支援に精通した心理職・精神科医・法律家等の養成

法律家の養成については、法科大学院および司法研修所において、犯罪被害者の被害の実情、犯罪被害者の人権および被害者支援実務等に関する科目を正規のカリキュラムとし、法律家による２次被害を防止するとともに、犯罪被害者等が簡便、迅速、かつ適正なる法律的支援を受けられるようにする。

【理由】

現状では、検察庁が一部で研修を行い、日弁連でも各単位会での個別の研修に加え、全国的な研修体制を整えつつある。

しかし、法曹養成過程においては正規のカリキュラムとされていない。

このため、法律家の人権に対する意識が被疑者、被告人の人権のみに偏りがちで、犯罪被害者の権利を人権としてとらえる意識が希薄である。これを改善するには、法科大学院、司法研修所における教育のなかで、正規の授業を行う必要がある。

5 試案として『ケルンモデル』の導入を提案

従来、犯罪被害者等のケアは、刑事司法と医療福祉との狭間で置き去りにされてきた感が否めない。今後は、保健医療及び福祉の分野においても、犯罪被害者等への「サービス」であることを大前提として、関係者の対応改善、新システムの構築を図るべきである。

まず、医療福祉関係者を対象とした研修会の実施等により、犯罪被害者等の治療・介護等が「サービス」であることを関係者全員に周知徹底し、悲しみにくれている遺族等に対して高額の治療費の支払いを事務的に要求する等の心ない対応を行うことがないよう、その対応の改善を図るべきである。

そして、それが「サービス」である以上、すべての医療福祉施設において犯罪被害者等へのサービスを行うことができるような体制を整えるとともに、犯罪被害者を優先的に受け入れ、しかも長期間にわたって安定した治療・介護を行う病院・施設を各都道府県ごとに最低１か所以上は設けるべきである。

また、犯罪被害者等に対する「サービス」であるという観点からは、関係各機関が最大限連携を図り、犯罪被害者等にとって最も利用しやすい制度を導入

すべきである。

例えば、ドイツのケルン市において導入されている「ケルンモデル」と呼ばれる以下のようなシステムは参考になる。

ケルンモデルとは、犯罪被害直後の被害者に対する迅速なサポートを、ケルン警察・ケルン大学（心理トラウマ研究所）・ケルン援護庁（犯罪被害者補償制度を実施する公的機関）の三者が密接なネットワークを構築することによって実施しているものである。まず、被害届がケルン警察に提出されると、担当の警察官は心理学者によって予め作成されたチェックリストに基づいて、心理的被害の有無や程度を点数で判断する。一定以上の点数となったときは、警察官は、被害者の同意を得た上で、ケルン大学（心理トラウマ研究所）に通告するとともに、ケルン援護庁とも密接な連絡を取り合い、被害者が心理セラピーを直ちに、かつ無料で受けられるように手配する。このようにして、犯罪被害者は、被害届提出以外、自ら何らの手続を行うことなく、無料で心理セラピー、カウンセリングを受けることができるようになっている。

ケルン警察の担当者によれば、このような三者の連携は法律上の根拠を有するものではないが「国民に義務を課するには法的根拠が必要であるが、国民に対して『サービス』をする場合には法的根拠は不要である」との姿勢から、実施されているものであるとのことであった。

我が国でもこれに見倣った制度を導入すべきである。

第 3 回 ・ 基本計画検討会

意 見 書

= 精神的・身体的被害の回復・防止への取り組み =
(基本法第14 , 15 , 19条関係)

平成 1 7 年 6 月

岡村勲

精神的・身体的被害の回復・防止への取り組み(基本法第14,15,19条関係)に向けて以下の通り意見を述べる。

1 安全の確保(基本法第15条関係)

犯罪被害者等の安全確保を図るとともに明日の被害者でもある市民一般の安全を図るために、従来の法律制度の枠に囚われずに、抜本的な再犯対策を検討し導入すべきである。例えば、以下のような制度。

(1) 犯人釈放後の住所を国家が把握し犯罪被害者等に通知する制度

現行の運用による釈放時期等の通知は極めて不十分であり実効性に乏しい。釈放後の住所は、県名(被害者と県が異なる場合)あるいは市町村名(被害者と同じ県の場合)に限られているようであるが、正確な住所が分からなければ怖くてその県に行くことさえできなくなってしまい、殆ど意味がない。

しかも、関係諸機関も釈放後に実際どこに住んでいるかを把握できておらず、ましてや刑期満了後の住所移動先を把握できる仕組みがない。

そこで、一定の犯罪について、犯罪被害者等の希望がある場合には、釈放後一定期間の住所を国家が把握することができる制度を導入すべきである。例えば、出所者に住所届出を義務付け、義務違反があれば罰則により強制する制度が考えられる。

(2) 責任無能力者(心身耗弱者含む)及び少年が犯罪をおかした場合、犯罪被害者等がその処遇状況について知る権利、及び、その処遇について意見を反映させることのできる制度を導入すべきである。

責任無能力者の処遇については、今後「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」が適用され、少年については少年法が適用されるが、いずれも、犯罪被害者等保護の観点を取り入れていないので、基本法の制定に伴い、両法律ともに犯罪被害者の観点から見直すべきである。

基本法15条関係では、犯罪被害者等が加害者の処遇状況について知る権利、及び、その処遇について意見を反映させることのできる制度が、犯罪被害者等の安全確保の観点からも是非必要である。

加害者は、現に客観的に違法行為を行い被害を与えているものであるから、加害者のプライバシーが、一定限度で制約されることになる不利益を被ることはやむをえないものであるし、制約できる。特に、被害者等の自立的な立ち直りや安全を図る見地から、その知る権利を認め、希望する被害者等には加害者の情報を可能な限り与える制度にしなければならない。

(3) (1) および (2) については運用では足らず立法を待たねばならないが、この立法は元収容者に対しても有利に働くよう配慮すべきである。長期間収容された受刑者等は生活の支障をきたすことも容易に想像できるところである。再犯防止には、元収容者等が生活できるよう国が支援しなければならない。前記立法は、出所後の元受刑者等が経済的に自立できるような施策も十分に取りべきものとし、他方被害者に対しても住所等の情報を提供するという、双方にとって利益になるものであることが必要である。

(4) 外部機関による警察に対する「捜査開始命令」の制度を設けるべきである。

犯罪の被害を受ける前に、脅威を具体的に感じて、警察に何回も予防してほしいと相談に行っているのに警察が動かなかったために悲劇が生ずることはいわゆる桶川ストーカー殺人事件だけでなく他にも生じている。

このような事態を予防するためには、警察の裁量に委ねるだけでは足りず（特に、容疑者に警察官の身内の者がいるような場合もある）、外部機関による「捜査開始命令」の制度を設ける必要がある。

(5) ストーカー規制法の対象を広げるべきである。

現行のいわゆるストーカー規制法は、その対象を、恋愛感情その他の好意の感情に起因する行為に限定しているが、現実には発生する事件は、単なる恨みによりしつこくつきまとったり迷惑行為を繰り返したあげくに殺人等に至ることも数多い。

そこで、現行のストーカー規制法を見直して、広く犯罪被害者となる者の安全を確保すべきである。

(6) 刑事手続において被害者の氏名・住所等の個人情報が被疑者・被告人を含めて、どこまで他人が知ることになるかは、その意向を最大限尊重することとして、被害者が望まない場合には、原則非公開とすべきである。

2 保護，捜査，公判等の過程における配慮等（基本法第19条関係）

捜査・公判において、犯罪被害者等の尊厳に基づく配慮を確保するために、刑事訴訟法を下記のように改正する等、捜査官や裁判官等に対する単に啓発にとどまらない、刑事手続法令における規定を設けるべきである。

(1) 刑事訴訟法に以下の規定を設けるべきである。

「検察官，検察事務官及び司法警察職員並びに裁判官及び裁判所職員等刑事手続に関わる公務員は，刑事事件の取扱に際して，犯罪被害者等の尊厳を尊重し，誠意ある態度をもつて接し，おのずから犯罪被害者等の信頼を受けるように努めなければならない。」

（理由）

犯罪被害者等基本法第３条は，「すべて犯罪被害者等は，個人の尊厳が重んぜられ，その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。」と宣明している。

現状においては，犯罪被害者は，ただでさえ犯罪によって傷ついているのに，往々にして，捜査官，検察官，裁判官，職員等の公務員により深刻な二次被害を被ることがある。基本法第３条の保障する犯罪被害者等の基本的な権利を実効的に守るためには，刑事手続法において，より具体的に犯罪被害者等の処遇にかかる規定をおかなければ，基本法第３条は死文化してしまうであろう。

私の身近において，公務員に二次被害を受けたという者は数限りない。例えば下記のような経験を訴える被害者がいる。

このように，特に刑事手続に携わる公務員において，犯罪被害者に対する配慮が著しく欠けていることが見られる実状に鑑みると，教育や訓練も大切ではあるが，やはり，刑事手続法における基本的な公務員の義務として明確に規定しなければ改善はおぼつかないものとする。

そして，刑事手続が，国民の信頼を得られるものでなければならないことはあまりにも明白なことであるが，ややもすれば，検察官と被疑者・被告人の手続的な対立構造に目を奪われて，本来の当事者である犯罪被害者等が閑却され，その結果国民一般の司法制度に対する不信，不満が生じているのが現状である。そこで，あまりにも当たり前のことであるが，刑事手続を通じて，犯罪被害者等の信頼を受けるように務める義務を規定すべきである。

○ 法廷傍聴に行っても，裁判官や検察官が小声でゴソゴソ話していて，聞こえない。何をやっているのかも分からない，教えてくれない。

○ 息子を殺されたが，刑事裁判の前に検察官から連絡がなく「なんだ，お父さん来ていたなら証人になってくれればよかった」との一言だけだった。

○ 全身火傷を負わされて，全裸の状態で，野次馬がいるのに，警察は写真を撮り続けた。軽傷の加害者を先に病院に運び，全身火傷の被害者は「軽いやけどだ」と後回しにされた。

- 法務局の人権相談で、刑務所に入っている犯人から損害賠償をもらえないのかと相談したら、「あんたが刑務所行って連れてこい」と言われた。
- ストーカーに殺された娘の洋服やバッグを、警察が証拠品として持っていったが、遺品が戻ってきたときには、タバコのおいしがした。娘の大切な遺品だから大切に扱ってほしかった。
- 娘を殺されて、警察に行ってるのに、警官の笑い声や雑談が聞こえてきて非常に不謹慎だと思った。
- 被害者の証人尋問前に、検察官と打ち合わせに行き思いを話していたら、「今日は『証人テスト』だからあなたの言い分を聞くためではない」と遮られて十分に思いを聞いてもらえなかった。
- 公判において被害者の名前が呼び捨てにされることを聞くのは堪えがたい。
- 公判において、殺された長女のことを「○○の娘」と読まれたが、まるで、物扱いであり、深く傷ついた。
- 法廷のマイク音量が低く聞こえないので、高くしてくれと、休憩中に裁判所職員にいったら、傍聴人に聞かせるために裁判をやっているのではない、といわれた。
- 法廷で被告人の声が小さいので、「高い声を出せ」と2回言ったら退廷させられた。

（参考）

現行刑事訴訟法第1条は「この法律は、刑事事件につき、公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正且つ迅速に適用実現することを目的とする。」と規定しており、ここにいう「個人」には犯罪被害者等も含まれている（条解刑事訴訟法2頁弘文堂等参照）。

公務員に、「信頼を受けるように努めなければならない」という責務を課している法令として、現行少年審判規則第1条2項がある「調査及び審判その他保護事件の取扱に際しては、常に懇切にして誠意ある態度をもつて少年の情操の保護に心がけ、おのずから少年及び保護者等の信頼を受けるように努めなければならない。」。しかしながら、同規則は、犯罪被害者を明示しておらず、不当な規定

である。

(2) 刑事訴訟法第 1 9 6 条を次のように改正すべきである (改正点下線)

「 検察官，検察事務官及び司法警察職員並びに弁護士その他職務上捜査に関係のある者は，被疑者，犯罪被害者等その他の者の名誉を害しないように注意し，且つ，捜査の妨げとならないように注意しなければならない。」

(理由)

現行刑訴法第 1 9 6 条は，訓辞規定とはいえ，被疑者その他の者の名誉を害しないように注意すべき旨を定めているが，犯罪被害者等基本法の精神からすれば，ここに犯罪被害者等を含めるべきことは当然のことである。現行において，被疑者等の名誉を害しないようにという規定があって，犯罪被害者等についての規定がないこと自体驚くべき事である。

(3) 犯罪被害者等が公判を傍聴するにあたり，裁判所は以下のように，より具体的な配慮をすべきことを義務付けるべきである。

- 法廷内において裁判官・検察官・弁護士等のやりとりが傍聴席においてよく聞き取れない場合，傍聴人の申し出により措置を講ずる。
- 犯罪被害者等の着席位置をその希望を最優先して確保する。
- 犯罪被害者等の希望があれば，傍聴席中に犯罪被害者等が着席する場所を遮蔽する。

(理由) 犯罪被害者等は，希望があれば訴訟参加して当事者として訴訟追行できる制度が是非とも必要であるが，参加等は希望しないが傍聴したいという犯罪被害者等もいる。

現状における裁判所の配慮の程度は，ケース毎に様々であるが，犯罪被害者等の不満が強いところである。国家は被害者の復讐権を奪っているが，せめて犯人が法に則ってきちんと処罰される過程を見届けたいということは犯罪被害者等の切なる願いである。そうであるのに，十分に見届けることができないのが現状である。また，被告人の関係者に暴力団関係者がおり，傍聴席で被害者を威圧する事例はたくさんある。そこで，標記の措置が取られなければ，犯罪被害者等は傍聴することさえ妨げられてしまうのである。

以上